

【参考資料①】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について [兼務ができる工事等について]

■兼務ができる工事等について【埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札調査を経て契約を締結した工事を除く】

			兼務する工事等（国又は地方公共団体が発注する工事等）					
			常駐を要しない期間（※1）	常駐を要する期間			常駐を緩和しない工事等（※2）	
				常駐を緩和する工事等				
				監理技術者等を専任で配置する必要のない工事	監理技術者等を専任で配置する工事のうち、同一の監理技術者等の兼務が認められた工事	調査・測量業務 土木施設維持管理業務		
自工事等	常駐を要しない期間（※1）		◎※3	◎※3	◎	◎※3	◎	
	常駐を要する期間	常駐を緩和する工事等	監理技術者等を専任で配置する必要のない工事	◎※3	○※3	○	○※3	×
			監理技術者等を専任で配置する工事のうち、同一の監理技術者等の兼務が認められた工事	◎	○	○	×	×
			調査・測量業務 土木施設維持管理業務	◎※3	○※3	×	○※3	×
			常駐を緩和をしない工事等（※2）	◎	×	×	×	×

◎：兼務可

○：兼務可（距離要件あり）

×：兼務不可

※1 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（1）に該当する期間

※2 「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1（2）に該当しない工事等

※3 監理技術者等を専任で配置する必要のない工事、調査・測量業務又は土木施設維持管理業務の現場代理人等を兼務する場合は、3件まで兼務可能

※監理技術者等…主任技術者又は監理技術者

【距離要件】

現場代理人等の常駐規定の緩和要件が、専任特例1号の規定により監理技術者等の兼務が認められた工事以外の工事等の場合は、以下のいずれかを満たすこと

- ・ 同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所管内市町村に隣接する市町村内
 - ・ 「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔
- 現場代理人等の常駐規定の緩和要件が、専任特例1号の規定により監理技術者等の兼務が認められた工事の場合は、以下を満たすこと
- ・ 「埼玉県発注工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」第5条（3）で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

■ いずれかの工事等が常駐を要しない期間中の兼務について

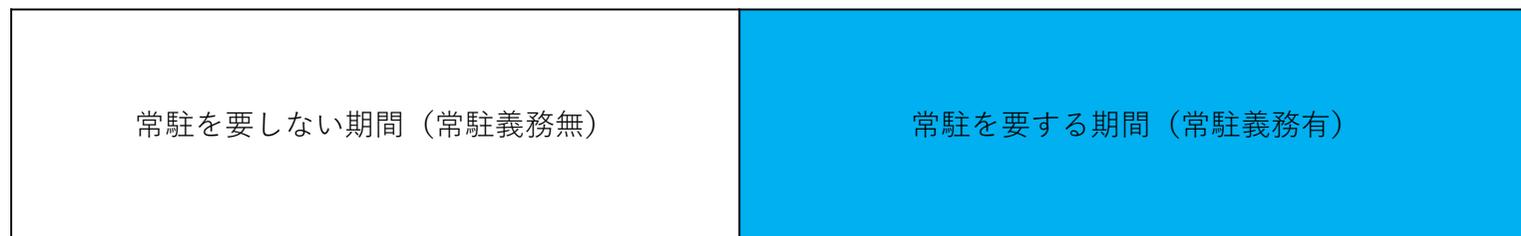
「常駐を要しない期間」については、他の工事に常駐することが可能になるため、「常駐を要する期間」において常駐を緩和しない工事等の現場代理人等とも兼務が可能である。

工事①
(常駐を要する期間において
常駐を緩和しない工事等)



兼務可

工事②
(常駐を要する期間において
常駐を緩和しない工事等)



【留意事項】

- 工事①、工事②ともに埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事ではないこと
- 「常駐を要しない期間」の兼務であっても工事①、工事②ともに兼務届を提出すること（「常駐を要しない期間」であることを書面にて確認する。）
- 兼務する工事等の発注者が国又は市町村の場合は、県発注の工事等との兼務が認められていること。（様式4にて確認する。）

【参考資料③】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について

■ いずれの工事等も常駐を要する期間中の兼務について① [兼務の可否判定フローチャート]

共通条件 ※②～⑤の条件を満たさない場合は、兼務できません。

- ①自工事等は埼玉県発注です。
- ②自工事等も兼務工事等も、常駐を要する期間における常駐規定の緩和が認められています。
- ③自工事と兼務工事は、専任特例2号で監理技術者の兼務が認められた工事ではありません。
- ③自工事等も兼務工事等も、低入札価格調査を経て契約した工事等ではありません。
- ④自工事等と兼務工事等の距離要件を満たしています。

※工事等：工事又は業務
自工事等：当該工事等
兼務工事等：兼務を検討する工事等
監理技術者等：主任技術者又は監理技術者

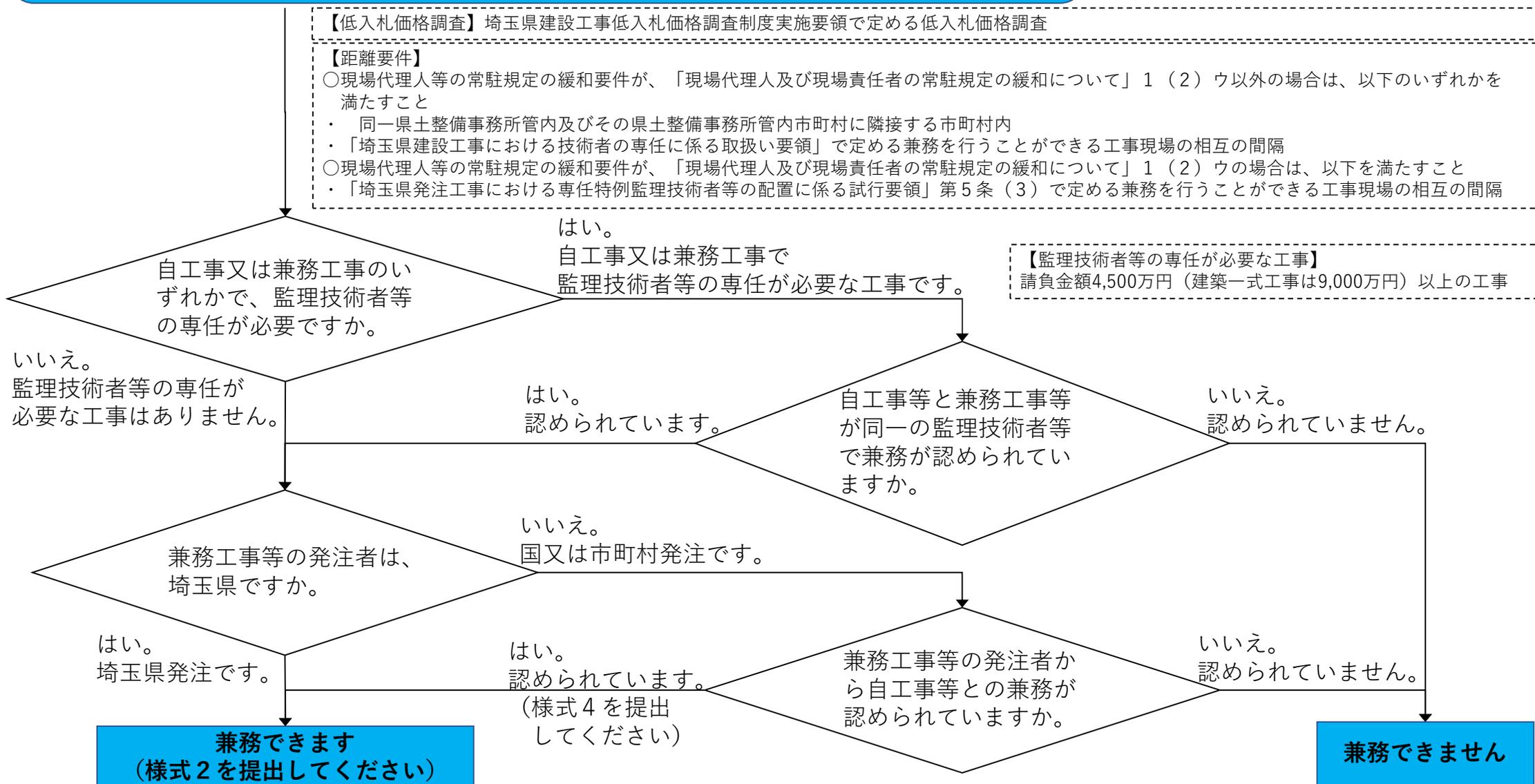
【低入札価格調査】埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査

【距離要件】

- 現場代理人等の常駐規定の緩和要件が、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1(2)ウ以外の場合は、以下のいずれかを満たすこと
 - ・同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所管内市町村に隣接する市町村内
 - ・「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔
- 現場代理人等の常駐規定の緩和要件が、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」1(2)ウの場合は、以下を満たすこと
 - ・「埼玉県発注工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」第5条(3)で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

【監理技術者等の専任が必要な工事】

請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

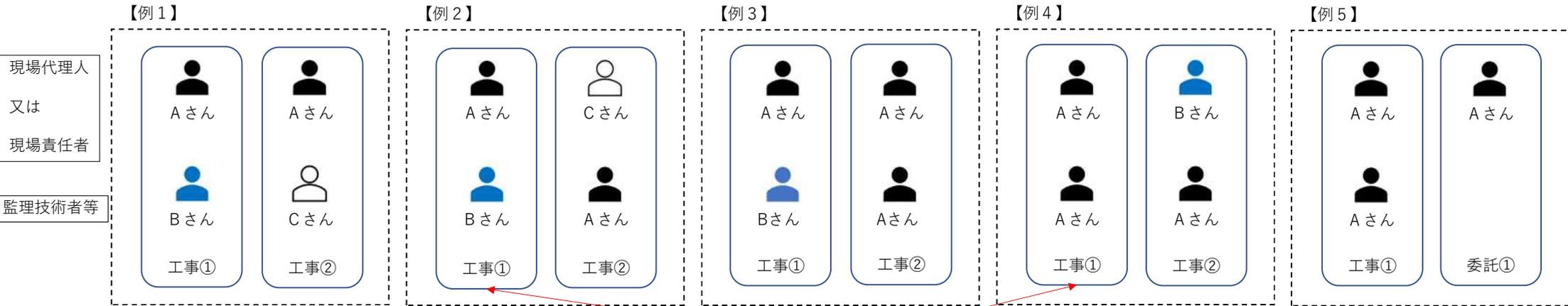


【参考資料④】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について【兼務の一例】

監理技術者等：主任技術者又は監理技術者

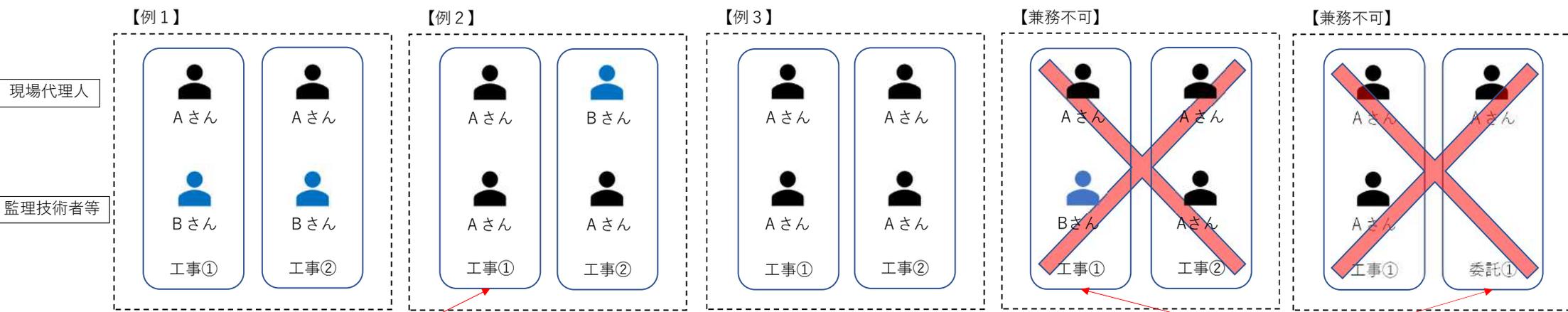
■ いずれの工事等も常駐を要する期間中の兼務について②

■ 兼務例 1 [（監理技術者等を専任で配置する必要のない工事、調査・測量業務委託又は土木施設維持管理業務委託）同士が兼務する場合] ※3件まで兼務可能



1 (2) アにより、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の監理技術者等になることができる

■ 兼務例 2 [監理技術者等を専任で配置しなければならない工事と兼務する場合] ※2件まで兼務可能



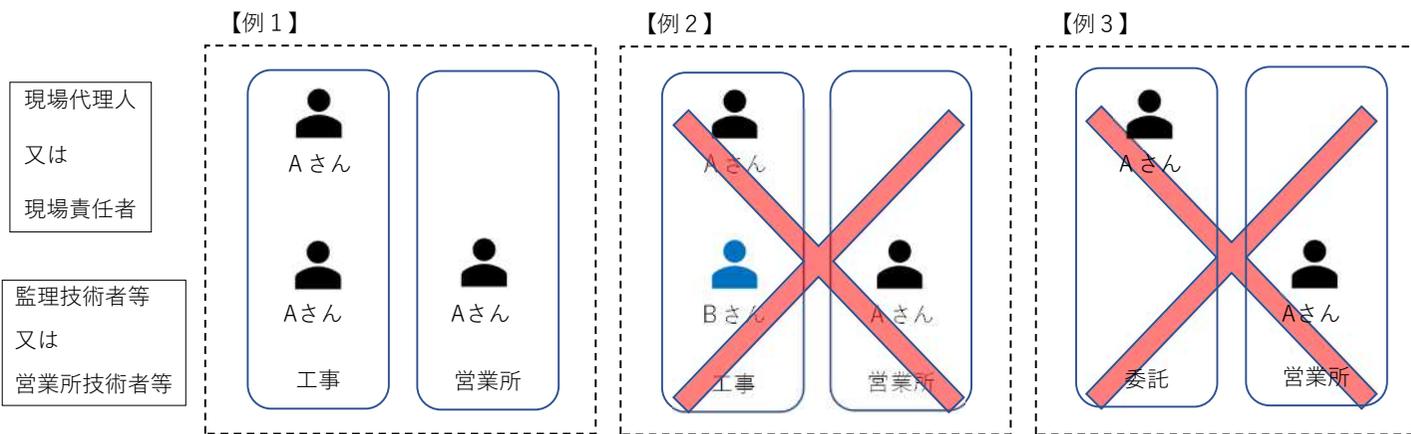
1 (2) イ又はウにより、同一の監理技術者等が兼務する工事であるため、工事②に従事する場合に限り、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の監理技術者等になることができる。

同一の監理技術者等が兼務する工事でないため、現場代理人の常駐規定が緩和されない。

【参考資料⑤】現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について

■ 現場代理人と営業所技術者等の兼務について

監理技術者等：主任技術者又は監理技術者
営業所技術者等：営業所技術者又は特定営業所技術者



※監理技術者等と営業所技術者等の兼務が認められた場合のみ兼務可能

■ 現場代理人等と連絡員の兼務について

監理技術者等：主任技術者又は監理技術者

